

とう いぞんしょう もんだい けいはつしゅうかん
ギャンブル等依存症問題啓発週間

4個以上当てはまる場合は、**5月14~20日**
依存症が疑われます。

不安な方やご家族の方は、相談しましょう。

- ギャンブルにとらわれている。
- ギャンブルをするのを減らしたり、またはやめたりすると落ち着かなくなる、またはいらいらする。
- ギャンブルへののめり込みを隠すために、家族、治療者、またはそれ以外の人に嘘をつく。
- 興奮を得たいがために、掛け金の額を増やしてギャンブルをしたい欲求が生じる。
- 問題から逃避する手段としてギャンブルをする。
- ギャンブルのために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらす、または失ったことがある。
- ギャンブルをするのを抑える、減らす、やめるなどの努力を繰り返し、成功しなかったことがある。
- ギャンブルで金をすった後、別の日にそれを取り戻しにいくことが多い。
- ギャンブルによって引き起こされた絶望的な経済状態を免れるために、他人に金を貸してくれるように頼ったことがある。

相談窓口
 県精神保健福祉センター ☎073-435-5192
 (こころの電話)
 和歌山市保健所 ☎073-488-5117
 県立保健所(串本支所含む)

問
 障害福祉課
 ☎073-441-2641 FAX073-432-5567

ぜいむか し
税務課からのお知らせ

①**自動車税(種別割)の納付期限は5月31日です**
 納付書等に印字されているeL-QRをスマートフォン決済アプリで読み取ることで、自宅で簡単・便利に自動車税(種別割)を納付できます。

②**自動車税(環境性能割・種別割)の減免**
 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方が使用する自動車は、申請により名義や障害の程度など一定の要件を満たす場合、減免が受けられます。

問:各県税事務所

じんけんようご いん ひ とくせつ じんけんそうだんじょ かいせつ
「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設

「人権擁護委員の日」である6月1日を中心として、県内各地で特設人権相談所を開設します。相談料は無料で、秘密は厳守されますので、ひとりで悩まずご相談ください。相談所開設場所や日程など、詳しくはWEBサイトをご確認ください。

問:和歌山地方法務局人権擁護課 ☎073-422-5131

和歌山地方法務局

のうぎょうけい いい そな
農業経営におけるリスクに備えて
 のうぎょうほけん かつよう
農業保険の活用を!

自然災害による収量減少や市場価格の下落など、農業経営におけるさまざまなリスクに備えて、公的保険である農業保険に加入しましょう。農業保険にはすべての農産物の販売収入減少を広く補償する収入保険と、自然災害などによる収穫量の減少等の損失を補てんする農業共済があります。

※詳しくは要問合せ

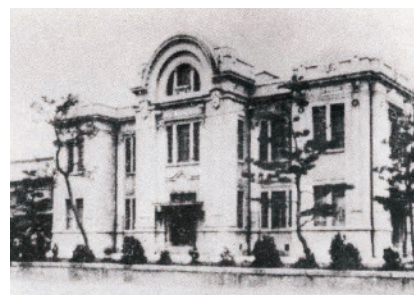
問:県農業共済組合

☎073-436-0771 FAX073-425-6380

または経営支援課 ☎073-441-2883



わがやまけん すいせいしや そうりつ
部 落 差 別 の 解 消 を め ざ し て
 和歌山県水平社創立100周年



和歌山県水平社創立大会が開かれた当時の和歌山市公会堂

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別です。1871年に明治政府は、いわゆる「解放令」を出し、江戸時代までの身分制度を廃止しました。しかし、明治政府は差別を解消する施策を実施せず、差別は残されたままでした。このため、差別撤廃を求めて、被差別部落の人たちが立ち上がり、1922年3月3日に全国水平社が創立されました。その動きは全国に広がり、翌1923年5月17日には、和歌山県水平社が創立されました。

今年は、和歌山県水平社が創立されてから100年を迎えます。県においても同和問題の解決に向け取り組んできた結果、多くの分野でさまざまな成果を上げるなど同和問題は解決に向かっていますが、依然として許し難い差別発言やインターネット上への差別書き込みが発生するなど、部落差別は現実の問題として残されています。

このことから、県では、2020年に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行し、県民の皆さんとともに部落差別のない社会の実現をめざし取り組んでいるところです。

部落差別は基本的な人権の侵害であり、決して許されない行為です。私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、他人事ではなく自分自身の問題として捉え、差別や偏見のない豊かで明るい社会を築いていきましょう。

じんけんれんごう
人権連載
こころの
気づき

ご存じですか?
地域の身近な相談相手
民生委員・児童委員

問
 福祉保健総務課

☎073-441-2472
 FAX073-425-6560

子育てや介護など日常生活に関する不安や悩み、ご近所での気になることはありませんか。そんな時、地域住民の身近な相談相手として、色々な支援やサービスを受けるために行政や専門機関とのつなぎ役を務めるのが**民生委員・児童委員**です。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、住民からの相談に応じ、その課題を解決できるよう必要な援助を行うなど幅広い活動をしています。さらに、**児童委員**も兼ねているので、子供の見守りや子育てに関する相談や支援もしています。また、一部の**民生委員・児童委員**は、**児童福祉を専門に担当する「主任児童委員」**として活動をしています。

民生委員・児童委員には**守秘義務**があり、相談した方の**秘密は守られますので、ご自分や、ご近所のこと**で何か困ったことがあれば、**安心して相談してください。**